

質 疑 応 答 書

業務名

令和8年度広島広域都市圏観光PR動画制作業務

番号		仕様書頁等	質 問	回 答
1		P1 3(1) ア イ (1)	こちらですが、弊社の社判は必要でしょうか？ こちらは原本ではなく写しでも大丈夫でしょうか？	申請書への社判は不要です。 写しでも問題ありません。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。